

玉掛け技能講習 受講区分

受講の免除分類	講習時間	受講区分		免除科目	申込に必要な添付書類
☐ 従事経験、免許等なし	19時間 コース	1- (免除なし)	(1)	免除なし	なし
次の免許を受けた者 ☐ ① クレーン・デリック運転士免許 ☐ ② 移動式クレーン運転士免許 ☐ ③ 揚貨装置運転士免許 ☐ ④ 労働安全衛生規則等の一部を改正する省令(平成18年厚生労働省令第1号)第6条の規定による改正前のクレーン等安全規則(以下「旧クレーン則」という。)第223条に規程するクレーン運転士免許 ☐ ⑤ 旧クレーン則第235条に規程するデリック運転士免許	15	2- (一部免除)	(1)	力学 3時間 合図 1時間	「免許証の写し」
次の技能講習を終了した者 ☐ ① 床上操作式クレーン運転技能講習 ☐ ② 小型移動式クレーン運転技能講習	15時間 コース		(2)	力学 3時間 合図 1時間	「修了証の写し」
☐ ・つり上げ荷重が5トン以上のクレーン(跨線テルハを除く。)の運転の業務に6月以上従事した経験を有する者	18		(3)	合図 1時間	「免許証の写し」及び 「実務経験証明書」
☐ ・5トン以上の床上操作式クレーンに係る就業制限規則の施行(平成2年10月1日)以前に、特別教育を受け同クレーンの運転の業務に6月以上従事した経験を有する者 ☐ ・平成4年9月30日までの間に、5トン以上の床上操作式クレーンの特別教育を終了し、かつ、同クレーンの運転の業務に6月以上従事した経験を有する者(5トン以上の床上操作式クレーンに係る就業制限規則の改正規定の施行は平成2年10月1日であるが、経過規程により、平成4年9月30日までは、特別教育により運転できた。)(令20条6号)	18		(4)	合図 1時間	「特別教育修了証の写し」及び 「実務経験証明書」
☐ ・つり上げ荷重が1トン以上の移動式クレーンの運転の業務に、6月以上従事した経験を有する者	18		(5)	合図 1時間	「免許証又は修了証の写し」及び 「実務経験証明書」
☐ ・平成4年9月30日までの間に、特別教育を終了し、かつ、1トン以上の移動式クレーンの運転の業務に、6月以上従事した経験を有する者(令20条7号)	18		(6)	合図 1時間	「特別教育修了証の写し」及び 「実務経験証明書」
特別教育を終了して、次の業務に6月以上従事した経験を有する者 ☐ ① 制限荷重5トン未満の揚貨装置の運転の業務(安衛則第36条6号) ☐ ② つり上げ荷重が5トン未満のクレーン(安衛則第36条15号イ) ☐ ③ つり上げ荷重が5トン以上の跨線テルハ(安衛則第36条15号ロ) ☐ ④ つり上げ荷重が1トン未満の移動式クレーンの運転の業務(安衛則第36条16号) ☐ ⑤ つり上げ荷重が5トン未満のデリックの運転の業務(安衛則第36条17号)	18時間 コース		(7)	合図 1時間	「特別教育修了証の写し」及び 「実務経験証明書」
鉱山保安法第2条第2項及び第4項の規定による鉱山において次の業務に1月以上従事した経験を有する者 ☐ ① つり上げ荷重が5トン以上のクレーン(跨線テルハを除く。)の運転の業務 ☐ ② つり上げ荷重が5トン以上の移動式クレーンの運転の業務	18		(8)	合図 1時間	「実務経験証明書」
〔特例〕 ☐ クレーン、移動式クレーン、デリック若しくは揚貨装置でつり上げ荷重若しくは制限荷重が1トン以上のものの玉掛けの補助作業の業務又は制限荷重が1トン未満の揚貨装置の玉掛けの業務に6月以上従事した経験を有する者	16時間 コース	3- (特例)	(1)	玉掛けの方法 7時間→6時間 玉掛け実技 6時間→4時間	「実務経験証明書」
〔特例〕 ☐ 特別教育を終了して、つり上げ荷重が1トン未満のクレーン、移動式クレーン又はデリックの玉掛けの業務に6月以上従事した経験を有する者	15		(2)	玉掛けの方法 7時間→6時間 玉掛け実技 6時間→4時間 合図 1時間	「特別教育修了証の写し」及び 「実務経験証明書」